

議 案 第 4 号

富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

学校教育法の一部改正に伴い、富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。